広報 たきかわ 2

2024

Takikawa city newsletter

No.1,758

消防団員が高さ約6メートルのはしごの上で登梯（とてい）を披露（1月6日）

【特集】認知症でも自分らしく！

ちょうどいい田舎®
滝川

▲コミュニティ農園畑楽（はたらく）の様子。詳細は後ほど!（P５）

特集

認知症でも自分らしく!

▼「チームオレンジ」によるORANGE CAFEの様子。こちらの詳細も後ほど!（P４）

認知症とどう向き合うべきかを考えることは、現代の高齢化社会においてとても重要です。皆さんは認知症について前時代的な考えにとらわれない「新しい認知症観」という考えをご存じですか。今回の特集では、認知症の基礎知識のほか、新しい認知症観とはどのようなものなのか、認知症ご本人の方などが活躍する「チームオレンジ」に焦点を当てつつ、紹介していきます。

認知症の基礎 topics

認知症とは

認知症とは、神経細胞の働きが悪くなり、認知機能（記憶力や判断力、思考力など）が低下することで日常や社会生活に支障を来す状態をいいます。人口当たりの認知症の方の割合は年々増加傾向にあります。

代表的なのはアルツハイマー型認知症

認知症の症状や進み方は、種類により異なります。その中でも一番の割合を占めるのが、アミロイドβやタウタンパクというたんぱく質が脳に異常にたまることで引き起こされる「アルツハイマー型認知症」と呼ばれるものです。主な症状として、記憶障害（物忘れ）が代表的ですが、場合によっては失語（聞こえてはいるが話が理解できない、物の名前が分からない）や、失認（視力は問題ないが、見えた情報を形として把握し難い）、失行（手足の動きは問題ないが、これまでできていた動作を行えない）などが起きることもあります。

加齢？認知症？

加齢により、人は思い出すのが遅くなったり、新しいことを覚えるのが苦手になったりします。認知症は、「加齢による物忘れ」とは異なるため注意が必要です。何かいつもと違うなと感じたときはすぐに掛かりつけ医などに相談しましょう。

加齢による物忘れ	認知症による物忘れ
○体験したことの一部を忘れる（食事したメニューが思い出せない）	●体験したことの全体を忘れる（食事したこと自体を忘れる）
○ヒントを与えられると思い出せる	●ヒントを与えられても思い出せない
○時間・場所などの見当がつく	●時間・場所などの見当がつかない
○日常生活に支障はない	●日常生活に支障がある
○物忘れしていることの自覚がある	●物忘れしていることの自覚がない

※症状の進行状況などにより、個人差があります。

地域包括支援センターの皆さんにインタビュー!

知ってほしい新しい認知症観

地域包括支援センターって？

地域包括支援センターは、地域に住む高齢者の介護をはじめ、暮らしに関する問題についての相談を受け付けています。相談に応じて必要なサービスや制度を紹介するとともに、利用に結び付けるまでの役割を担います。

「新しい認知症観」という考え方

昨年6月「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行されました。これは、認知症の人が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができるよう、また、認知症の方を含む国民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互を尊重しつつ支え合いながら共生し、活力ある社会の実現を推進するために定められました。

最近では新しい認知症観という考えが注目されています。以前までは認知症は「発症したら、人生がおしまい」「何もできなくなる」「周りにたくさんの迷惑をかけてしまう」と暗い印象が先行しがちでしたが、これからは「認知症になっても大丈夫」「発症しても、できることはたくさんある」「認知症の人も、そうでない人も、ともに生きていく」と考えを転換していくことが大切です。

たとえ、認知症になったとしても

前向きに、希望を持って生きることが、認知機能低下に対する何よりの特効薬だと思います。地域包括支援センターでは、チームオレンジ（P４紹介）の活動をはじめ、認知症の方が生きがいを感じたり、心のうちを明かせたりできるような環境を作っています。何か不安なことがありましたら、ご本人や家族のみで抱え込まずに、お気軽にご相談ください。

認知症の偏見（バリア）が解消され、本人がよりよく暮らせるように

現代は超高齢化社会で、認知症がありふれた時代です。２０２５年には65歳以上の５人に１人が発症するとも言われています。地域包括支援センターでは、認知症が発症しても安心して暮らせる地域づくりを目指しています。

地域包括支援センターの職員の皆さん

介護福祉課地域包括支援センター（市役所１階）でお待ちしています。

古い認知症観 → 新しい認知症観

考え方を見直してみましょう！

古い認知症観	新しい認知症観
・他人ごと、目をそらす、先送り	・わがごと、向き合う、備える
・何もわからない、できなくなる	・わかること、できることが豊富にある
・本人は話せない（決めつけ）	・本人は声を出せる
・本人の意見を聞かない	・本人の意見を聞く
・おかしな言動で周りが困る	・本人が一番困っている
・周囲が決める	・本人が決める（決められるように支援）
・本人は支援される一方	・本人は支え手でもある
・認知症は恥ずかしい、隠す	・認知症でも自分は自分らしく
・地域で暮らすのは無理	・地域の一員として暮らし、活躍
・暗い、萎縮、諦め、絶望的	・楽しい、伸び伸び、諦めず、希望を

※参考：認知症介護研究・研修東京センター「認知症とともに希望をもって暮らす地域共生に向けた地域支援体制を築いていくために」をもとに作成

focus

みんなで笑い合える楽しい場所

チームオレンジ

活動紹介

先日行われたORANGE CAFE（オレンジカフェ）での記念写真。
みんなで楽しく活動しています！

知ってる？

チームオレンジ

会員数　37人

結成　R3.4月

認知症でも安心して暮らせる地域を目指して

チームオレンジは認知症ご本人とご家族、認知症サポーターからなるチームです。認知症の方が「やってみたい」と思うことをともに体験・サポートすることで、認知症になっても安心して自分らしく暮らすためのお手伝いをしています。

認知症サポーターの声

～テーマは「ともに」～

認知症サポーター養成講座を受講した際、職員の方にチームオレンジの存在を教えてもらったことがきっかけで加入した人が多いです。「ゆくゆくは自分も認知症になるかもしれない」という思いで受講していたため、元から認知症に対する関心は高く、チームオレンジの活動を聞いたときはとても魅力を感じました。

活動は、私たちがやりたいことを企画するのではなく、認知症ご本人の方がやってみたいことを実現しています。「畑楽」などもその一環です。サポーターが一方的に活動を支えるイメージがあるかもしれませんが、実際はお互いが支え合いながら活動をしていて、私たちが教わること、支えてもらうこともたくさんあります。活動を通じて、元気になっていくのを見るとこちらもうれしくなります。

これからも認知症ご本人とサポーターで「ともに」支え合いながら楽しく活動していきたいですね。

応援する人をまちに増やしたい！

会員募集中！

私も加入したい！という方
▶▶▶　2つの講座を受講していただきます。

①認知症サポーター養成講座（1時間）
②認知症サポーターステップアップ講座（3時間）

詳細はお問い合わせください（介護福祉課：電話28-8029）

認知症になっても安心して暮らせるまちづくりへの道のりの先頭を、隊長として歩いていきます。ロバのように急がず、しかし一歩一歩着実に進んでいきます。

マスコットキャラクター
ロバ隊長

森林浴や市内観光などこれまでさまざまなイベントを実施してきました。2月にはランターン制作も予定しており、切り絵が得意なチームオレンジメンバーが講師をする予定です！

関連事業紹介

認知症本人の会

すまいるゴー

※対象：若年性認知症または軽度認知症の方
※いろいろな体験をする「すまいるゴー」のほか、本人同士で語り合う「すまいるトーク」があります。

やりたいことを自分たちで

認知症を理由に引きこもりがちにならないよう「やりたいこと・行きたい所」などを話し合い、実際に行動します。

会員の声

同じ境遇の人と話せて、分かち合える場です。いろんなことに挑戦して楽しめる、貴重なコミュニティだと思います。年齢幅も意外に広く、いろんな話題に触れることができ、よい刺激になっていますし、何より活動するたびに友達が増えるのでうれしいです！

コミュニティ農園

畑楽（はたらく）

※対象：若年性認知症または軽度認知症の方
※介護保険のデイサービス利用者は対象外

みんなで育てて、みんなで収穫！

認知症になっても、役割を持ち活躍できるよう、チームオレンジではコミュニティ農園「畑楽」を定期的に開催。「みんなで作業することで得られる達成感は最高！」「毎年の楽しみです！」と、皆さんが口をそろえる人気事業です。

市立高等看護学院、国学院短大との連携事業。苗植えや若葉摘み、収穫などの農作業を行います。昨年は5回開催しました。

老いも若きも一同に、大勢の皆さまでわが畑をにぎやかにしてくれてありがとうございます。私自身とても元気づけられ、明日への活力をいただいています。

農園提供者／中道 廣（ひろし）さん

認知症になっても

認知症の方お二人にインタビューをした際、一番の楽しみと口をそろえたのが「畑楽」でした。「教わりながら、いろんなものを育てるのは楽しい」「春が待ち遠しい」と、やりがいやモチベーションを語ってくださいました。認知症になっても、活躍できる場はたくさんあります。そして、認知症の方と関わることで気付くこともたくさんあります。今回の特集が、認知症について関心を持つきっかけになれば幸いです。

【特集】認知症でも自分らしく！　おわり

今月のおしらせ

人口：37,309人（▲67人）
男：17,670人　女：19,639人
世帯数：20,838世帯（令和5年12月31日現在）
市内の積雪量…76cm（1月18日現在／前年同日53cm）

※掲載内容は変更・中止になる場合があります。
最新の情報については各問合先へ

募集

介護者サロン

介護者の心身のリフレッシュや悩みの軽減を目的に、介護者同士が交流したり、介護に関する知識を共有したりする場です。

日時　3月12日㈫　13時30分～15時
場所　三世代交流センター　2階
内容　癒やし効果のある音楽療法（オカリナ演奏）
※演奏（30分）のあと茶話会（1時間）をします。
※託老・送迎あり
講師　古舘孝広（ふるたてたかひろ）さん（オカリナ工房北の銀河代表）
対象　認知症等の家族を介護している方、介護に悩んでいる方、家族が認知症ではないかと悩んでいる方
料金　200円（お茶・お菓子代）
申込期限　2月27日㈫
申込方法　問合先窓口または電話でお申し込みください。
問地域包括支援センター☎28―8029

自衛官（幹部候補生）

問自衛隊札幌地方協力本部滝川地域事務所☎22―2140

募集種目	資　格（令和7年4月1日現在）	受付期間	試　験　日	
			2次	1次
一　般（海上・航空自衛隊は飛行要員を含む）	・20歳以上28歳未満の方 ※一部応募資格条件あり。詳しくはホームページをご覧ください。	※第2回目は、一般要員のみの採用試験となります（飛行要員の採用試験は実施しません）。	○一般、歯科、薬剤科 第1回　4月20日㈯ 第2回　6月22日㈯ ○海上・航空自衛隊飛行要員 4月20日㈯、21日㈰	第1回　5月24日㈮～6月1日㈯ 第2回　8月1日㈭～7日㈬ ※うち1日を指定します。 ※海上・航空自衛隊飛行要員のみ3次試験あり
歯　科	・20歳以上30歳未満の方 ・入校日までに歯科医師国家試験に合格している方			
薬剤科	・20歳以上28歳未満の方 ・入校日までに薬剤師国家試験に合格している方			

講座・催し

認知症サポーターステップアップ講座

認知症の方とその家族の支援について、より実践的に学ぶための講座です。身につけた知識をさらに深め、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを目指します。参加された方にはテキストと記念バッジを差し上げます。

日時　3月22日㈮　13時30分～16時30分
場所　中地区コミュニティセンター
内容　講座「認知症の理解を深める」、「認知症の発症リスクを減らす」など
講師　高橋芳美（よしみ）さん（やすらぎ代表取締役）
対象　認知症サポーター養成講座を受講したことがある方
定員　20人
申込期限　3月15日㈮
申込方法　問合先へ電話でお申し込みください。
問地域包括支援センター☎28―8029

えほんとあそぼう！『おはなしのひろば』

乳幼児向けのおはなし会です。絵本の読み聞かせや親子でできる触れ合い遊びを行うほか、リサイクル品を使った手作りおもちゃをプレゼントします。

日時　2月21日㈬　11時～11時30分
場所　市立図書館
問市立図書館☎22―4646

乙なカレッジ映画上映会「桜の樹の下」

川崎市の団地で暮らす高齢者たちが、孤独を感じ自らの死と向き合いながらも、たくましく生きる日々の姿を記録したドキュメンタリー映画です。

日時　3月2日㈯　13時30分～
場所　農村環境改善センター
定員　100人（定員になりしだい締切）
料金　無料（整理券が必要です）
整理券配布　農村環境改善センター
問農村環境改善センター☎75―2841

公共職業訓練生

募集科目　パソコン基礎科①
訓練期間　4月5日㈮～7月4日㈭
訓練施設　スキルアップセンター空知
内容　パソコンの初心者を対象にワード・エクセル・パワーポイントの基本操作を習得するほか、情報セキュリティの基礎知識の習得および関連資格の取得により就職を目指します。
対象　一般求職者（中卒以上の方）
定員　15人
受講料　無料
申込期間　2月13日㈫～3月8日㈮
申込方法　最寄りのハローワークでお申し込みください。
問スキルアップセンター空知☎24―1880

ひな飾り製作

子どもたちの幸せを願い、親子で簡単にできるかわいい「つるし雛（びな）」を作りましょう。

日時　2月25日㈰　11時～12時
場所　街なかひろば「く・る・る」
対象　就学前の幼児と保護者
定員　10組（定員になりしだい締切）
参加料　子ども1人300円
申込開始　1月29日㈪　10時
申込方法　電話でお申し込みください。
問街なかひろば「く・る・る」☎23―0966

紙袋ランターン製作

折り紙を貼ったり、紙に描いた絵を貼ったりして、かわいいランターンを作って、ランターンフェスティバルで飾りましょう。

日時　2月12日㈪　11時～12時
場所　街なかひろば「く・る・る」
対象　就学前の幼児と保護者
定員　10組（定員になりしだい締切）
申込方法　電話でお申し込みください。
問街なかひろば「く・る・る」☎23―0966

農業事業者向け無料相談会

農地の転用・賃貸借・相続に関することなど、農業経営をするうえでの法律について無料相談会を実施します。

日時　2月20日㈫　10時～16時
場所　市役所4階　401会議室
対象　市内農業事業者
相談機関　司法書士、農業委員会、市農政課、農民協議会
相談時間　1組1時間まで
申込期間　2月1日㈭～15日㈭　9時～16時
申込方法　電話でお申し込みください。
問農業委員会事務局☎28―8049、畠山かおる司法書士☎22―2666

第1回市議会定例会

日時　2月29日㈭、3月8日㈮、11日㈪、18日㈪　各日10時～
場所　市役所10階　議場（傍聴席の入口は11階にあります）
※3月8日、11日は代表質問です。傍聴してみませんか。なお、日時が変更になる場合がありますので、傍聴を希望される方は事前にご確認ください。
問議会事務局☎28―8048

講演会「地域の元気・学生の挑戦」

地域と学生との連携によるまちづくりのこれからの可能性についてお話を伺います。

日時　3月3日㈰　14時～
場所　滝川市民交流プラザ
講師　舛井雄一（ますいゆういち）さん（国学院大学北海道短期大学部教授）
対象　市民
定員　100人
参加料　無料
申込方法　問合先窓口または電話もしくは二次元コードからお申し込みください。
問くらし支援課☎28―8012

有料広告

広告

図書館だより　出会いといのちの森より

TAKIKAWA

■2月のカレンダー

日	月	火	水	木	金	土
				①	2	3
4	5	6	7	⑧	9	10
11	⑫	13	14	⑮	16	17
18	19	20	21	㉒	㉓	24
25	26	27	28	㉙		

※休館日が変更となる場合があります。ホームページ等でご確認ください。
○＝休館日
★＝「えほんとあそぼう！『おはなしのひろば』（乳幼児向け）」（11時～11時30分）

今月のおすすめ本　2月22日は猫の日

一般書『猫の日本史』

渋谷申博（のぶひろ）著／出版芸術社

土器に残る足跡、宇多天皇の愛猫日記、怪談に登場する恐（おそ）い猫、神様としてまつられた猫…。愛猫家の日本宗教史研究家が、古代から現代までの猫にまつわるエピソードを紹介する。猫好きが訪れたい寺社ガイドも収録。

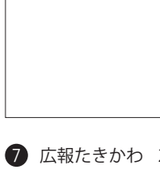

児童書『ねこいる！』

たなかひかる 作・絵／ポプラ社

ねこがいるか、いないか。ただ、それだけ！パン、リコーダー、跳び箱。いないと思ったところにも、ねこはいて…。ナンセンスな展開と言葉の繰り返しが、子どもたちの笑いのツボを刺激する楽しい絵本。

※お読みになりたい図書がありましたら、リクエストしてください。掲載以外にも入荷本がありますので、市立図書館公式ホームページをご覧ください。

問合先　市立図書館　☎22-4646

有料広告

広告

月イチリカ室

◆エコカイロ

日時　2月24日(土)　13時30分～14時
場所　こども科学館
内容　酢酸ナトリウムの状態変化を利用して、何回も使える「エコカイロ」を作ります。
定員　20人(申込多数時抽選)
参加料　無料(入館料別途必要)
※小学2年生以下は保護者同伴
申込期限　2月17日(土)
申込方法　申込フォーム(二次元コードもしくは市公式ホームページ内「ミュージアム情報」からアクセス)か往復はがき(住所、電話番号、参加者全員の氏名、年齢(学年)、を記入して〒073―0033　滝川市新町2丁目6番1号こども科学館「月イチリカ室係」へ送付)でご応募ください。
問こども科学館TEL22―6690

第22回たきかわ紙袋ランターンフェスティバル開催に伴う「たきかわ観光国際スクエア」の開館延長

日時　2月17日(土)　9時～20時
※お菓子等販売は14時～20時
場所　たきかわ観光国際スクエア
内容　たきかわ観光国際スクエアを休憩スペースとして開館延長し、市内菓子店のお菓子などを特別販売します。
問観光課TEL28―8031、一般社団法人たきかわ観光協会TEL23―0030

普通救命講習会

日時　①3月2日(土)、②3日(日)　各日13時～16時
場所　①芦別消防署、②滝川地区広域消防事務組合消防本部
内容　心肺蘇生法(AEDの使用法を含む)
定員　30人(定員になりしだい締切)
受講料　無料
申込方法　問合先へ電話でお申し込みください。
※講習修了者には「普通救命講習修了証」を交付します。
問滝川消防署警防課TEL74―4823

たきかわ　市民防災力　爆上がりセミナー

防災について考えるセミナーを開催します。
日時　2月16日(金)　18時～20時
場所　ホテル三浦華園
講師　杉野真実さん(防災士／日本テレビアナウンサー)、櫻庭章彦さん(気象予報士)
申込方法　問合先窓口または電話、もしくは二次元コードからお申し込みください。
問防災危機対策課TEL28―8003

子育て支援センターの催し

①土曜日開放
開放時間内の好きな時間に来て遊ぶことができます。
日時　[1]2月10日(土)、17日(土)　[2]2月3日(土)、24日(土)　各日9時～16時
場所　[1]一の坂地域子育て支援センター　[2]花月地域子育て支援センター
対象　0歳～就学前幼児と保護者
申込方法　問合先へ電話でお申し込みください(要予約)。

②にこにこランチ
各自で持参したお弁当をみんなで食べながら交流します。育児相談や栄養相談も行います。
日時　[1]2月6日(火)　[2]2月20日(火)　各日12時～13時
場所　[1]花月地域子育て支援センター　[2]一の坂地域子育て支援センター
対象　0歳～就学前幼児と保護者
申込方法　問合先へ電話でお申し込みください(要予約)。

③地域訪問「みんなあ～つまれ」
～みんなでおひなさま～
ひなまつりにちなんだ遊びをします。
日時　2月15日(木)　10時～11時30分
場所　保健センター
対象　0歳～就学前幼児と保護者

④子育て講座「ことばを育てる」
子どものことばの発達と関わり方を学びます。
日時　2月28日(水)　10時～11時
場所　花月地区児童センター
講師　後藤恵美(えみ)さん(市言語聴覚士)
対象　0歳～就学前幼児をもつ保護者(託児あり／生後3か月以上／要予約)
定員　10人(申込多数時抽選)
申込期限　2月20日(火)
申込方法　問合先へ電話でお申し込みください(要予約)。

【共通事項】
問一の坂地域子育て支援センターTEL24―2850

スポーツ

滝川スケートリンクおよび北電公園スロープ営業終了

滝川スケートリンクおよび北電公園スロープは、2月11日(日)で、今シーズンの営業を終了します。
※気象状況等により、変更する場合があります。
問滝川市スポーツ協会TEL23―4617

健康運動教室(ストレッチポール・楽しくストレッチーズ・シニア元気体操)

ストレッチポール・ストレッチーズ(伸縮性のある特殊な布)・バランスボールなどを利用し、肩こり・腰痛予防、姿勢改善やウエストの引き締め、骨盤底筋のトレーニング、転倒予防、脳トレを含めたゲームなどを楽しく行う教室です。

コース	日程	時間
①ストレッチポール	2月2日(金) 9日(金) 16日(金)	10時20分～11時 11時20分～12時
②ストレッチポール 自重トレーニング	2月10日(土) 24日(土)	10時30分～ 11時30分
③楽しく ストレッチーズ	2月7日(水) 17日(土) 28日(水)	
④シニア元気体操	2月13日(火)	13時30分～ 14時30分
	2月27日(火)	

場所　滝川市スポーツセンター第1体育館　会議室
対象　①②③18歳以上　④60歳以上
定員　各回8人
受講料(1回当たり)　①300円　②③④500円
※受講料当日徴収
申込方法　開催日前日までに、窓口または電話でお申し込みください(火～土曜日9時～17時／祝日を除く)。
問滝川市スポーツ協会TEL23―4617

有料広告

広告

生活

屋根から落ちる雪や氷による事故の防止について

毎年この時期になると、屋根からの落雪や雪下ろしにより、けがをしたり、死亡したりする事故が起きています。次のことに注意して、事故の防止に努めましょう。

■建物を所有する方

○雪下ろしなど作業をする際は、家族や近所の方に声をかけるとともに、携帯電話を持って行きましょう。
○屋根の雪が道路に落ちる構造の建物には丈夫な雪止めなどを設置し、維持保全に努めましょう。
○屋根から雪が落ちたときは、直ちに人が巻き込まれていないかを確かめるとともに、速やかに落ちた雪を処理しましょう。
○屋根に登るときに設置するはしごは、しっかり固定し命綱をつけましょう。
○ビルの壁、窓枠、突出看板などから落ちる雪や氷は少量でも危険です。所有者はこまめに取り除くようにしましょう。また、除去する際は歩行者などへの安全対策を行いましょう。
○屋根から落ちた雪や敷地内の雪は歩行者や車両通行の支障となるので、絶対に道路へ出さないようにしましょう。
○ガスボンベ、灯油タンク、給排気筒周囲の除雪は、日頃から行いましょう。

■落雪などによる事故に巻き込まれないために

○気温がマイナス3度からプラス3度程度のときに雪が落ちやすくなるので、屋根の下には行かないようにしましょう。
○落雪の危険がある軒下では遊ばないようにしましょう。
問建築住宅課TEL28―8040、滝川消防署警防課TEL74―4823

冬期間におけるごみの収集について

家庭から出るごみは、指定ごみ袋に入れて収集日の8時までに出していただいておりますが、特に特定品目(有害・危険なごみ)は、透明もしくは半透明の袋で出すため、降雪等により収集を見落としてしまう場合があります。
万が一収集されていない場合は、恐れ入りますが、くらし支援課までご連絡をお願いします。
問くらし支援課TEL28―8013

交通事故巡回相談

北海道の専門相談員による交通事故相談を行います(相談無料)。
日時　2月22日(木)　13時～15時
場所　市役所3階　302会議室
申込期限　2月15日(木)
※必ず事前にお申し込みください。
問くらし支援課TEL28―8012

不用品データバンク

譲ります

①江陵中学校学生服(男子)　160A(ウエスト67cm)、165A(ウエスト70cm)
②2人掛けソファー(布製)
③敷布団
④ひな人形(七段飾り)
⑤和太鼓(直径40cm)

譲ってください

①ランニングマシーン(ルームランナー)
②江陵中学校学生服(女子)　夏・冬用160～165cm
③補聴器
④タオル類(シーツ、バスタオル、フェイスタオル)
⑤スキー板・ストック・靴(板の長さ：140cm以上、靴のサイズ：20cm)
⑥津軽三味線

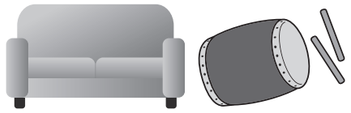

問合先　くらし支援課　TEL28-8013

有料広告

広告

国民年金の加入について

日本に住んでいる20歳から60歳未満のすべての方は、国民年金に加入することになります。

○第1号被保険者（自営業、学生、フリーター、無職の方など）

○第2号被保険者（会社員や公務員などで厚生年金保険や共済組合保険に加入されている方）

○第3号被保険者（第2号被保険者に扶養されている配偶者）

●退職・転職された方へ

退職などにより、第2号被保険者の資格を喪失した方とその方に扶養されている配偶者は、国民年金の第1号被保険者への変更手続きが必要です。

転職した場合でも資格喪失日と再取得日が同日でなければ届け出が必要です。

●配偶者の扶養から外れた方へ

第3号被保険者の方で、収入が130万円を超えたり、離婚などで扶養から外れたりした場合には、第1号被保険者への変更手続きが必要です。

●20歳になられた方へ

20歳になられた方（厚生年金保険に加入している方、または20歳直前で海外に出国された方は除く）には、日本年金機構から国民年金（第1号被保険者）に加入したことの通知が届きます（国民年金の加入手続きは必要ありません）。

通知のほかに「国民年金保険料納付書」「基礎年金番号通知書」「保険料免除・納付猶予・学生納付特例制度の申請書」および「返信用封筒」が送られてきます。

納付が困難な場合は保険料免除制度により申請をしてください。

●20歳になったとき配偶者（厚生年金加入者）の扶養となっている方へ

配偶者の勤務先へ連絡をして、国民年金第3号被保険者の手続きをしてください。

●任意加入について

保険料の納付済期間が20歳から60歳までの40年に満たない場合は、60歳から65歳までの間に任意加入することで満額の年金に近づけることができます。

詳しくは、保険医療課（市役所1階）4番窓口または砂川年金事務所☎52―3890までお問い合わせください。

問 保険医療課☎28―8016

国民年金保険料の前納制度について

国民年金保険料の納付方法には、毎月納付のほかに、保険料をまとめて前払いすると割引になる「前納制度」があります。前納制度は納付方法によって割引率が変わり、口座振替の場合は、クレジットカードや現金で納めるよりもさらに割引されます。

前納期間		口座振替・クレジットカード		現金	
		申込期限	振替日	申込期限	納付期限
2年	4月分～翌々年3月分	2月末日	4月末日	3月末日	4月末日
1年	4月分～翌年3月分			申込不要（4月上旬に上送付）	
6か月	4月分～9月分				
	10月分～翌年3月分	8月末日	10月末日		10月末日

※末日が土・日曜日、祝日の場合は翌平日

現金での前納は、6か月分、1年度分の決められた期間だけでなく、任意の月から当年度末、または翌年度末までの分を納めることも可能です。この場合専用の納付書が必要となります。納付書の発行や割引額・手続き方法などについては年金事務所へお問い合わせください。

問 砂川年金事務所☎52―3890

国民健康保険の一部負担金減免・徴収猶予制度について

国民健康保険加入者が、災害による資産の損害や失業等による収入の著しい減少などにより、一時的に生活が困難になったときは、入院費の自己負担額の減免や徴収猶予を受けられる場合があります。

●対象となる場合

①干ばつ、冷害、凍霜害（とうそうがい）などによる農作物の不作、不漁、そのほかこれに類する理由により、収入が減少したとき

②震災、風水害、火災、そのほかこれに類する災害により、資産に重大な損害を受けたとき

③事業または業務の休廃止、失業などにより収入が著しく減少したとき　など

問 保険医療課☎28―8016

令和6年度中空知交通災害共済の加入について

加入資格

①中空知5市5町（滝川市、芦別市、赤平市、砂川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、雨竜町）に居住し住民登録している方

②就学のため（各種学校、予備校含む）中空知5市5町外に居住し、①の方に扶養されている方

共済期間　4月1日㈪～令和7年3月31日㈪

共済見舞金　死亡120万円、その他傷害の程度により2万円～72万円

会費　1人400円

有料広告
広告

受付開始　2月1日㈭

申込先　くらし支援課（市役所3階）7番窓口、江部乙支所、北門信用金庫本店および各支店（中空知管内）

※申込用紙は今月号の「広報たきかわ」に折り込みしています。

※4月1日以降も随時受け付けします（令和7年3月31日まで）。

問 くらし支援課☎28―8012

「エシカル消費」をご存知ですか？

エシカル（倫理的・道徳的）消費とは、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のことです。私たち一人ひとりが、日々の買い物を通して、自分に何ができるのか考えてみることが、最初の一歩です。

例えば、障害のある方の支援につながる商品を選ぶことや地元産の商品を購入すること、マイバッグ・マイボトルを活用することもエシカル消費です。できることから少しずつエシカル消費を取り入れてみませんか。

問 くらし支援課☎28―8012

マイナポータルからオンラインで転出届を提出できます

市外へ転出する場合、マイナポータルを通じてオンラインで転出届を提出することができます。このサービスを利用する方は転出に当たり、市役所への来庁が原則不要になります。

マイナンバーカードをお持ちの方で、日本国内での引っ越しをする方がご利用いただけます。

※マイナポータルを通じて転出届の提出をしたあとは、別途転入先市区町村窓口で転入届等の手続きが必要です。

※詳しくはマイナポータル（「引越し手続」について）をご覧ください。

問 市民課☎28―8015

福祉

第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）の意見募集・市民説明会について

老人福祉法・介護保険法に基づき作成する「第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（計画期間＝令和6～8年度）」について、滝川市保健医療福祉推進市民会議の検討結果を基に市が作成した計画案の縦覧・意見募集を行うとともに、市民説明会を開催します。

縦覧場所　介護福祉課（市役所1階）7番窓口、市立図書館、江部乙支所、東滝川地区転作研修センター

縦覧・意見募集期間　2月5日㈪～18日㈰（各施設の開館日・開館時間内となります）

※市公式ホームページ→組織案内→介護福祉課→「第9期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）について」からもご覧いただけます。

●市民説明会

日時　①2月14日㈬　②2月15日㈭　各日18時

場所　①市役所8階　大会議室　②農村環境改善センター

問 介護福祉課☎28―8026

低所得の子育て世帯生活支援特別給付金の申し込みはお済みですか

低所得の子育て世帯生活支援特別給付金の申請を受け付けています。

該当していると思われる方で、まだ申し込まれていない方は、市公式ホームページ→子育て情報をご確認いただくか、子育て応援課にお問い合わせください。

申込期限　2月29日㈭

問 子育て応援課☎28―8025

非課税世帯電力等価格高騰支援金（7万円）の申請はお済みですか

12月下旬ごろに「非課税世帯電力等価格高騰支援金（7万円）」の支給申請書が届いた方で、まだ申請書の返送などの支給手続きが終了していない方は、申請期限が近づいていますので、ご注意ください。また、令和5年1月2日以降に滝川市へ転入された世帯で、本年6月から9月ごろに給付を行った「令和5年度非課税世帯電力等価格高騰支援金（3万円）」の支給を受けていない世帯であっても、次の①・②の要件をいずれも満たす場合は、このたびの7万円の支給対象となりますので、福祉課までお申し出ください。

①令和5年12月1日時点で滝川市に住民登録のある世帯であって、世帯の全員が令和5年度の住民税均等割が非課税である世帯

②世帯の全員が住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていない世帯

申請期限　2月29日㈭

問 福祉課☎28―8011

献血にご協力をお願いします

月日	場所	町名	時間
3月4日㈪	滝川消防署	文京町	9：30～10：30
	札幌方面滝川警察署	緑町	11：00～12：00
			13：20～15：00
	コープさっぽろ滝川店	新町	15：30～16：30
3月5日㈫	市役所	大町	10：00～11：40
			13：00～16：30

問 福祉課☎28―8024

身体障害者福祉センターの臨時休館について

身体障害者福祉センターは、令和6年度からその機能を三世代交流センターに移転し、施設の複合化を予定していますが、当該移転の準備のため、臨時休館します。

休館期間　3月1日㈮～31日㈰

問 福祉課☎28―8022

健康

赤ちゃん教室　すくすくらんど

日時　①2月26日㈪　②3月22日㈮　13時30分～15時（身体計測をご希望の方は13時～13時15分の間にお越しください）

場所　保健センター

内容　①赤ちゃんのホームケアのお話、新米ママのフリートーキング　②赤ちゃんの発達と生活リズム・事故防止のお話、わらべ歌遊び

対象　令和5年11～12月生まれの赤ちゃんとその保護者

持ち物　母子手帳、バスタオル、赤ちゃんの身の回りの物（おむつやミルクなど）、飲み物（水やお茶）は各自ご用意ください。

申込方法　各開催日前日までに窓口または電話でお申し込みください。

問 保健センター☎24―5256

シニア世代の元気になれる食生活講座

いつまでも健康に過ごすため、簡単にできる食事バランスのチェック方法について具体的に学ぶことができます。

参加された方には、料理集の「シニアの元気ごはん」を配布します。

日時 3月4日㈪ 13時30分～15時
場所 農村環境改善センター
内容 食事バランスのチェック方法
講師 市管理栄養士
定員 40人
申込期限 2月26日㈪
申込方法 問合先窓口または電話でお申し込みください。
問介護福祉課℡28―8045

歯周病歯科検診

日時 2月28日㈬ 13時～14時
場所 保健センター
内容 歯科医師による歯科検診、歯科相談、歯周ポケット測定、歯科衛生士による歯磨き指導、唾液検査、75歳以上の方には舌や飲み込みなどの機能検査
※使用する歯ブラシ、フロス、歯間ブラシ等は差し上げます。
対象 成人の方(特に40歳、50歳、60歳、70歳の節目年齢の方)
参加料 520円(歯ブラシ代を含む)
申込方法 完全予約制で行いますので、必ず前日までに窓口または電話でお申し込みください。
問健康づくり課℡24―5256

料理づくりのつどい

日時 2月29日㈭ 10時～12時30分
場所 まちづくりセンター
内容 消化によい食材や調理法で、胃腸に負担の少ない料理を作ります。
対象 65歳以上の市民
定員 9人
参加料 500円
持ち物 エプロン、三角巾、飲み物、筆記用具
申込期限 2月27日㈫
申込方法 問合先窓口または電話でお申し込みください。
問保健センター℡24―5256

その他

教育支援センター使用仮予約受付について

令和6年度の使用について次のとおり仮予約の受け付けを行います。

①使用日時の事前調査
使用を予定している方は、教育支援センター窓口に備え付けの「仮予約票」に希望日時を記入し提出してください。希望日時が重複した場合は、個別に調整をさせていただきます。

受付期間 2月1日㈭～28日㈬
※利用可能日時の確定後、3月15日㈮までに電話連絡します。

②空き日時への申請
仮予約終了後、希望のなかった日時については、3月19日㈫から随時申請を受け付けます(先着順)。

【①②共通】
申込方法 窓口またはFAX(7488―4488)でお申し込みください。
問教育支援センター℡74―4806、社会教育課℡28―8046

Jアラートの試験放送が流れます

全国瞬時警報システム(Jアラート)の全国一斉情報伝達試験が実施されます。FMなかそらち(FM77・9MHz)の電波を介して、試験放送が流れます。

また、専用の自動起動ラジオをお持ちの方は、試験放送実施時に自動的にラジオが起動しますので、音声が聞こえるかを確認できるよう、あらかじめラジオの受信状況などをご確認ください。

日時 2月9日㈮ 11時
放送情報 「これはJアラートのテストです」×3回
問防災危機対策課℡28―8003

鶏やポニーなどを飼われている方は報告が必要です

家畜伝染病予防法第12条の4第1項により、次の対象家畜をご家庭や事業所で1頭以上飼育している方は、年に1度、北海道知事への定期報告が義務付けられています。

対象家畜 牛、水牛、鹿、馬(ポニーを含む)、めん羊、やぎ、豚、いのしし、鶏、あひる(あいがもを含む)、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥
報告書の記載内容 2月1日現在の飼養者の住所、氏名、連絡先、家畜の種類と頭羽数、飼養に係る衛生管理の状況など
提出方法 農政課(市役所4階)窓口に備え付けの定期報告書か、市公式ホームページ→組織案内→農政課→「家畜の飼養衛生管理に関する定期報告書の提出について」からダウンロードした定期報告書に必要事項を記入し提出してください。
報告期限 2月29日㈭
※昨年度提出された方には、定期報告書を郵送します。
問農政課℡28―8034

第22回たきかわ紙袋ランターンフェスティバルに伴う交通規制

たきかわ紙袋ランターンフェスティバルの準備・開催に伴い、ベルロードおよびその周辺は交通規制により車両通行止めとなりますので、ご承知おきください。

日時 2月17日㈯ 10時～21時
問観光課℡28―8031、たきかわ紙袋ランターンフェスティバル事務局℡23―0030

市立病院電子カルテシステム更新

電子カルテシステムの更新を行います。更新作業の間、電子カルテ等の医療情報システムが利用できなくなり、診療に時間がかかる場合がありますので、ご承知おきください。

更新日時 2月22日㈭ 20時～23日㈮ 17時
問市立病院℡22―4311

市立病院に自動精算機を導入します

市立病院の医療費の支払いについて、2月26日㈪から自動精算機を導入します。なお、会計窓口は窓口数を縮小し継続します。
問市立病院℡22―4311

滝川市トラック等運送業事業継続支援金

燃料価格の高止まりや物価高騰の影響を受けているトラック等運送業者の事業継続を図るための支援金を給付します。

交付対象者
①貨物自動車運送事業法による許可を受けた方または届出をした方で、市内に営業所を有している方。
②申請日時点においてトラック等運送業を継続し、かつ、支援金の交付を受けたあともトラック等運送業を継続する意思がある方。
③市税に未納の額がない方。
④暴力団、暴力団員または暴力団関係事業者に該当、関与していない方。

対象車両
①令和5年11月30日時点で登録されている事業用自動車。
②市内を拠点として使用されていると認められる車両。

支援金額 普通車＝1台あたり30、000円、小型車(軽自動車含む)＝1台あたり20、000円
申請期限 3月8日㈮
申請方法 所定の申請書等に記載し、添付資料とともに産業振興課へ提出してください(申請書は、産業振興課および市公式ホームページで入手可)。
※詳細は、市公式ホームページをご覧ください。
問産業振興課℡28―8030

今月納期の税・料金

下水道受益者負担金・分担金(4期分)
個別排水処理分担金(4期分)
問税務課℡28―8021

みんなの＊伝言板

※掲載希望者は、毎月8日(必着)までに、はがき・FAXで秘書課まで送付ください。
FAX 22-7008

◎募集しています

▶滝川市婦人会音楽部員 時 月曜日 10時30分～12時(月2～3回ほど) 場 本町地区コミュニティセンター 内 優しい先生のご指導の下、明るく、楽しく歌っています。料 月額1,000円 問 経塚℡22-5612

▶着物着付教室 時 水曜日(月2回) 14時～16時 場 緑地区コミュニティセンター 料 月額2,000円 問 本間℡24-5587

▶読書会「賢治を語る会」 時 2月17日㈯13時30分～16時30分 場 滝川市民交流プラザ 内「宮沢賢治の童話3作品」と「なぜ小説ではなくて童話なのかという論文」について、より深く理解するための読み合いや話し合いをします。 料 年額2,000円(途中入会割引あり) 問 井川℡24-2509 ※見学歓迎

▶筆ペン．絵手紙．絵画サークル「葉月会」 時 火曜日 13時～15時 場 幸町地区コミュニティセンター 内 一緒に2時間講座を楽しみましょう。 料 絵手紙コース＝月額2,000円、習字および絵画コース＝月額3,000円 問 詠山(えいざん) ℡090-4871-5388

◎催し物のご案内

■子育てサロン「ありす」 時 ①2月15日㈭10時～12時 対 おおむね0歳～5歳未満の子どもとその家族 内 あそびテーマ「ひなまつりごっこ」 料 1家庭100円(保険料) 場 問 国学院大学北海道短期大学部℡23-4111 ※申込期限＝2月14日㈭15時(先着30人)

■滝川うたごえ喫茶 時 2月8日㈭ 14時～15時30分 場 滝川市民交流プラザ 2階交流ルーム1 内 アコーディオンの伴奏で、童謡から懐メロ、世界の民謡などまざまさな曲を一緒に歌いましょう。ギターを弾ける方大歓迎。 料 300円(飲み物などは各自) 問 アートステージ空知℡23-6330、吉田℡22-0649

■滝川ＢＥＥＲＳ連携ランニング講習会(初心者向け) 時 ①3月15日㈮ 18時～19時40分 ②4月6日㈯ 9時～11時 ③5月11日㈯ 9時～11時 場 ①まちづくりセンター ②③滝の川公園内ほか 内 ①基礎知識ほか座学 ②③3～5kmペース走ほかトレーニング 料 受講料1,500円(全3回) 問 滝川ＢＥＥＲＳホームページ(https://takikawabeers.blogspot.com)の問い合わせフォームからお願いします。

■認知症の人と共に歩む家族の会　あけぼの会ひだまりサロン(一日託老) 時 ①2月16日㈮ ②3月1日㈮ 各日10時～15時 場 本町地区コミュニティセンター 内 ①足踏みラダー運動、誕生会、レクゲーム、カフェ、体操等 ②ふまネット運動、おひなさま作り、脳トレパズル、カフェ、棒体操等 料 昼食代500円 問 事務局・鈴木℡090-3779-9223

■ひきこもり家族交流会「虹の会」 時 2月9日㈮ 13時30分～15時30分 場 まちづくりセンター 内 ひきこもり問題を抱える家族が集まり意見交換をする場です。他機関が行う講演会などの情報提供も行います。秘密厳守で匿名参加もできます。まず、家族が第一歩を踏み出しましょう。 問 滝川保健所℡24-6201 ※申込方法＝滝川保健所窓口または電話でお申し込みください。

■スキー学校
「検定対策講習会」 時 2月18日㈰、3月2日㈯、9日㈯ 内 ジュニア・級別検定受験希望者を対象に講習会を開催します。
「検定会」 時 ジュニア検定＝2月12日㈪、3月3日㈰ 級別検定＝2月23日㈮、3月10日㈰ テクニカルプライズ検定＝3月16日㈯(講習)、3月17日㈰(検定)
【共通事項】 場 かもい岳スキー場(歌志内市) ※受付＝センターハウス(スキー場内) 問 かもい岳スキー学校・小野寺℡090-1306-9177

■優香クインテットコンサート 時 2月18日㈰ 14時(開場13時30分) 場 滝川市民交流プラザ 内 ジャズヴォーカリスト玉村優香を中心に、各ジャンルのトッププレイヤー5人が集い結成されたバンドユニット。それぞれのもつ音楽が融合されたライブは、いつ聴いても新しい感動が味わえます。 料 一般自由席＝1,800円(当日は500円増) 問 ＮＰＯ法人アートステージ空知・小林℡23-6330

■第11回江部乙あかりものがたり 時 2月11日㈰ 場 ＪＲ江部乙駅周辺 内 雪山や駅前道路に飾られる1,800個の紙袋ランターン。柔らかなロウソクの灯りに照らされるランターンの散歩道をゆっくりと鑑賞してください。 13時＝キッチンカー販売(中道ファームの米粉唐揚げ、もとじpxのドリップコーヒー、まる福堂のベビーカステラ)。16時30分＝ランターン点灯。17時＝駅舎内でロンリー田中氏によるオカリナ・ミニコンサート。19時＝ランターン消灯。 問 江部乙まちコミ隊事務局・東元℡75-6195 ※ランターンの雪入れ設置・点灯・消灯・撤収などの作業をしていただけるボランティアを募集します(13時にＪＲ江部乙駅集合)。

令和６年度「たきかわ学童クラブ」利用児童募集

「たきかわ学童クラブ」とは……

授業の終了後や長期休業、学校臨時休業日に子どもたちが安心して過ごすことができる場です。
専任の児童厚生員が子どもたちと一緒に過ごし、遊びや活動をサポートします。
下記「申込・問合先」の各児童センター・児童館に設置されています。

利用対象　市内の小学校に通う、保護者の就労などにより放課後や学校の休業日に留守となる家庭の児童
（３年生以下の低学年を優先し、定員に達した場合は待機となることがあります）

利用期間　４月１日㈪～令和７年３月 31 日㈪

利用料金　月　額　3,000 円
※別途、下記の料金が必要です。
・傷害保険料：年額 800 円（４月の利用料金と合わせてお支払い願います）
・たきかわ学童クラブ各地区保護者会：年会費 1,000 円（申し込み時にお支払い願います）
※兄弟姉妹で利用する場合の割り引きや減免制度があります。
※新１年生も、入学前の４月１日㈪から利用することができます。

利用時間　通　常　授業終了後～ 18 時 30 分
土曜日　８時～ 17 時
（夏・冬・春休みなどの長期休業日、学校休業日は８時～ 18 時 30 分）

申込方法（令和６年度利用者）

申込書の配付（申し込みには申込書の提出が必要です）
２月１日㈭から各地区学童クラブおよび子育て応援課（保健センター内）窓口で配付します。
※新１年生は、各小学校の入学説明会（一日入学）の際に配付を予定しています。
※市公式ホームページ→滝川市子育て情報→小学校→学童クラブ・児童館→「たきかわ学童クラブの申込について」からダウンロードすることもできます。

申込期間　２月５日㈪～２月 29 日㈭

申込方法
申込書にたきかわ学童クラブ各地区保護者会年会費（1,000 円）を添えて、下記の各地区学童クラブまたは子育て応援課へお申し込みください。併せて、各館の母親クラブへの加入と活動へのご協力をお願いします。
※年度途中の申し込みについては、定員に空きがある場合に限り随時受け付けます。
※現在、利用されている方も利用を継続する場合は申し込みが必要です。

申込・問合先

子育て応援課	Tel.28-8025	花月地区児童センター	Tel.24-0792
中地区児童センター	Tel.23-1909	西地区児童センター	Tel.24-0492
北地区児童センター	Tel.24-7885	東地区児童センター	Tel.22-2966
江部乙町児童館	Tel.75-2585		

所得税の確定申告、市・道民税の申告期限は3月15日㈮までです

所得税の確定申告

【申告会場】 滝川税務署2階　大会議室　　【受付時間】 平日　9時～16時
【開設期間】 2月16日㈮～3月15日㈮

※申告会場の混雑を回避するため、会場への入場には「入場整理券」が必要となります。「入場整理券」は税務署で当日配付しているほか、国税庁ＬＩＮＥ公式アカウントから事前発行することもできます。

所得税の確定申告が必要な方

令和5年中の所得の合計額が、基礎控除・扶養控除・社会保険料などの所得控除の合計額を超える方

ただし、給与収入が2,000万円以下で、支払いを受けた給与について規定に従った源泉徴収または年末調整が行われている場合で、次のいずれかに該当する方は確定申告が不要です。
①給与所得および退職所得以外の所得が20万円以下の方
②2か所以上から給与を受け取っている場合、主たる給与以外の給与収入と①の合計額が20万円以下の方

市・道民税の申告

【申告会場】 市役所8階　大会議室
【受付時間】 平日　8時30分～11時30分、13時～16時
休日（2月24日、3月3日）　9時～12時、13時～15時

事前予約は不要です

≪市役所での申告受付は申告日を地区別とします≫
ご都合がつかない方は、ほかの地区対象の日程でも申告をお受けします。

日	月	火	水	木	金	土
2/11	12	13	14	15	16 西滝川・北滝の川・屯田町・滝の川町	17
18	19 西滝川・北滝の川・屯田町・滝の川町	20 二の坂町・黄金町・南滝の川、文京町	21	22 朝日町・一の坂町	23 天皇誕生日	24 江部乙支所休日申告※1
25	26 朝日町・一の坂町	27 本町・大町・緑町・江部乙全域	28	29 東町・流通団地・東滝川全域	3/1	2
3 滝川市役所休日申告※1	4 栄町・明神町・新町・空知町・中島町・花月町	5	6 泉町・幸町・有明町	7	8 西町・扇町	9
10	11 西町・扇町	12 市内全域※2	13	14	15	16

※1　平日に都合がつかない全地区の方が対象です。
※2　ほかの日程で都合がつかない方が対象です。15日のみ15時で受付終了。

★市・道民税の申告は、申告期間後も税務課市民税係（市役所3階）3番窓口で随時受け付けを行います。

市・道民税の申告が必要な方

令和6年1月1日現在、滝川市に住所がある方は令和5年中の所得について申告していただく必要があります。
ただし、次のいずれかに該当する方は申告の必要はありません。
①所得税の確定申告をした方
②給与所得のみの方で、年末調整で所得税の精算が済んだ方
※遺族年金・障害年金のみの方や、令和5年中に収入がなかった方は、電話での申告を受け付けます。

次の内容は、**市役所**では**受け付けをしていませんのでご注意ください**。

事業所得（営業・不動産など）の**初回**の申告　青色申告　譲渡所得（土地・建物、その他）
上場株式等の配当等・譲渡所得　住宅借入金等特別控除の申告　雑損控除・災害減免額

※上記の対象に該当するかどうか不明な場合は、事前にお問い合わせください。

申告方法等の詳細は次のページをご確認ください。

所得税の確定申告、市・道民税の申告方法

申告受付時の注意事項

○申告会場にて、検温を実施します。
○以下に当てはまる場合、申告会場への入場をお断りさせていただきます。
・検温にご協力いただけない方
・体調がよくない方
・発熱やせき、のどの痛みなど、通常時と異なる症状がある方　など

申告に必要なもの

1．番号確認書類（マイナンバーカード＜個人番号カード＞・マイナンバー入りの住民票の写しなど）
※扶養親族がいる場合は、扶養親族のマイナンバーを控えてきてください。

2．身元確認書類（マイナンバーカード・運転免許証・パスポート・身体障害者手帳など）

3．預金通帳など口座番号が分かるもの（申告者本人のものに限る）

4．収入や必要経費などを証明する書類（以下は主なもの）
・会社から発行された給与所得の『源泉徴収票』
・年金保険者から発行された『公的年金の源泉徴収票』　※少額のものもすべて必要です。
・営業、不動産所得の場合『帳簿』『収支内訳書』『領収書（経費）』など
・その他、一時的な収入がある場合『保険会社等から発行された証明書』など

5．控除額算定のために必要な書類（以下は主なものであり、該当する場合は持参してください）
・『任意継続保険料領収書』または各加入健康保険組合で発行の『納付証明書』
・国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の『領収書』または『納付証明書』
・『国民年金保険料領収書（日本年金機構から送付される控除証明書）』
・『生命保険料控除証明書』
・『地震保険料（旧長期損害保険料）控除証明書』
・『障害者手帳または障害者控除対象者認定書』
※『障害者控除対象者認定書』についての詳細はP18をご覧ください。
・寄附金の『受領証』、『証明書』
※地方公共団体や住所地の共同募金会・日本赤十字社支部のほか、住所地の都道府県市町村が条例で指定している団体などに対する寄附金が対象になります。
・『医療費控除の明細書』または『セルフメディケーション税制の明細書』
※用紙は税務課（市役所３階）３番窓口または税務署に備え付けのものか、国税庁ホームページよりダウンロードしたものをお使いください。

税務署からのお知らせ

令和５年分の確定申告書や申請書等を郵送で提出する場合には、「札幌国税局業務センター」に送付していただくようお願いします。なお、書面の申告書、申請書等を窓口で提出する場合は、滝川税務署の窓口で提出してください。

【郵送先】
〒060-8510　札幌市中央区大通西 10 丁目　札幌第２合同庁舎
札幌国税局業務センター

『医療費控除の明細書』の作成方法

①令和５年中に支払った医療費の領収書を、「医療を受けた方」「病院・薬局」ごとに分類してください。
②分類した束ごとに、「医療費控除の明細書」へ１行ずつ記入してください。

２ 医療費（上記１以外）の明細　「医療を受けた方の氏名」、「病院・薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。上記１に記入したものについては、記入しないでください。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
○ ○ 花 子	△ △ 病 院	☑診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費	54,700 円	円
○ ○ 花 子	□ □ 薬 局	□診療・治療 □介護保険サービス ☑医薬品購入 □その他の医療費	45,500	
○ ○ 太 郎	△ △ 病 院	☑診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費	44,020	
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険サービス		

※高額療養費や保険金など医療費を補てんする金額は、医療費の合計額から差し引く必要があります。
※セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受けられる方は、明細書のほかに「健康の保持増進及び疾病予防への取組（健康診断、予防接種等）を行ったことを明らかにする書類」が必要です。
※詳しくは、国税庁ホームページの「医療費控除の明細書の記載要領」をご覧ください。

≪医療費控除の対象とならないもの（主な例）≫

○予防接種の費用　○健康診断の費用　○タクシー代　○眼鏡・補聴器等の購入の費用
○風邪予防や健康増進のためのビタミン剤や漢方薬等の購入代金　○入院時の差額室料
※各費用については、状況によって対象となる場合もあります。

マイナンバーの記載および本人確認書類が必要になります！

本人確認では、「正しいマイナンバーであることの確認（番号確認）」および「記載したマイナンバーの持ち主であることの確認（身元確認）」を行う必要があります。

●マイナンバーカードをお持ちの方は

マイナンバーカードだけで、本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。

●マイナンバーカードをお持ちでない方は

番号確認書類

マイナンバー入りの住民票 など

＋

身元確認書類

運転免許証 または パスポート など

確定申告は、マイナンバーカードとスマホがあれば、自宅からe-Taxによる申告ができますので、簡単便利なスマホからの「e-Tax申告」をぜひご利用ください。
詳しくは、国税庁ホームページの「確定申告特集」をご覧いただくか、「電話相談センター」（国税相談専用ダイヤル℡0570-00-5901に電話し、音声ガイダンスに従って番号を選択）でご相談ください。

問合先　税務課　Tel.28-8019

介護保険は税控除の対象です

介護保険の保険料やサービスを利用したときの負担費用は、住民税などの申告時に控除の対象となるものがあります。

■障害者控除対象者認定書の発行

次の要件を満たす方の申請に基づき、個々の状態を審査したうえ、一定の基準を満たした方には、「障害者控除対象者認定書」を発行します。この認定書を確定申告の際に提出することにより、『障害者控除』を受けることができます。

下記のすべての要件に該当する方は介護福祉課（市役所１階）８番窓口で手続きしてください。

①確定申告対象年の12月31日現在、65歳以上で要介護１～５に認定されていること
②身体障害者手帳などの交付を受けていないこと
③本人またはその方を扶養している親族などが、この控除を受けることにより所得税・住民税が軽減または非課税になると見込まれること

控除対象者本人が申請するときは「介護保険被保険者証」と「被保険者の印鑑」をお持ちください。

また、代理の方が申請するときは、「窓口に来る方の身分を証明するもの（マイナンバーカード〈個人番号カード〉、運転免許証、健康保険証など）」を併せてお持ちください。

■おむつ代にかかる費用の医療費控除

寝たきりの状態で、おむつの使用が必要な場合、おむつ代が『医療費控除』の対象となります。

申告には「おむつ代の領収書」のほかに、「医師の発行した証明書」が必要となりますが、要介護の認定を受けている方でおむつ代の医療費控除を受けるのが２年目以降の方は、一定の基準を満たした場合に「主治医意見書の内容を確認した証明書」で「医師の発行した証明書」に代えることができます。この証明書が必要な方は、介護福祉課まで事前にお問い合わせください（発行手数料500円）。

■介護保険料

健康保険や年金の保険料と同じく、『社会保険料控除』の対象となります。

・申告できるのは、実際に保険料を納めた方（特別徴収【年金天引き】の方は本人のみ）です。
・納付証明書をご希望の方は、「身分を証明するもの（代理人は委任状も）」をお持ちください。

◎**申告に必要なもの**：年金保険者から発行される源泉徴収票、介護保険料領収書、口座振替済通知書、介護福祉課で発行する納付証明書など

■介護サービス利用料

サービスの種類などにより、全部または一部が『医療費控除』の対象となります（下表参照）。

・申告できるのは、生計を一にする親族などが利用した「介護サービス利用料」の分です。

※高額介護（医療合算）サービス費で支給される分や、保険金などで補てんされた分は、控除対象額から差し引かれます。

◎**申告に必要なもの**：領収書や支払証明書など（医療費控除対象額が記載されたもの）を基に作成した医療費控除の明細書

		サービスの種類（介護予防を含む）	医療費控除対象額
施設サービス		老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院	介護費、食費、居住費の自己負担額
		特別養護老人ホーム	（介護費、食費、居住費の自己負担額）×1／2
居宅サービス	❶医療系サービス	訪問リハビリ、通所リハビリ（食費含む）、居宅療養管理指導、訪問看護、短期入所療養介護（食費・滞在費含む）等	サービスに要する費用の自己負担額
	❷福祉系サービス	訪問介護（身体介護中心型）、訪問入浴、通所介護、短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護、総合事業の訪問および通所介護相当サービス（生活援助中心型は除く）等	※❶医療系サービスと併せて利用する場合のみ 介護保険適用分の自己負担額

☆医療費控除の**対象外**となる居宅サービス　①認知症対応型共同生活介護（グループホーム）②特定施設入居者生活介護（サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホームなど）③福祉用具貸与　等

医療費控除に関する詳細は税務課（市役所３階）３番窓口までお問い合わせください（Ｐ17参照）。

問合先　介護福祉課　Tel.28-2026

後期高齢者医療制度のお知らせ

◆高額介護合算療養費について

後期高齢者医療保険と介護保険の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯にある加入者全員の１年間に支払った医療費と介護サービス費の自己負担額合計が表の基準額を超えた場合、その超えた額が高額介護合算療養費として支給されます。

【１年分の自己負担額の計算期間＝令和４年８月１日～令和５年７月31日】

負担割合	区分			自己負担額基準額
３割	現役Ⅲ		住民税の課税所得690万円以上の被保険者と、同一世帯にいる被保険者の方	212万円
	現役Ⅱ		住民税の課税所得380万円以上の被保険者と、同一世帯にいる被保険者の方	141万円
	現役Ⅰ		住民税の課税所得145万円以上の被保険者と、同一世帯にいる被保険者の方	67万円
２割	一般Ⅱ		住民税課税世帯で同一世帯に課税所得28万円以上の被保険者の方がいる場合に、「年金収入＋年金以外の合計所得金額」が ●被保険者が１人の世帯　→200万円以上 ●被保険者が２人以上の世帯→320万円以上　の方	56万円
１割	一般Ⅰ		住民税課税世帯で一般Ⅱ（２割）に該当しない方	
	住民税非課税世帯	区分Ⅱ	区分Ⅰに該当しない方	31万円
		区分Ⅰ	世帯全員の所得が０円（公的年金控除は80万円を適用。給与所得がある場合は、給与所得金額から10万円を控除）または老齢福祉年金を受給している方	19万円

※後期高齢者医療保険と介護保険の両方に自己負担額がある場合のみ対象となります。
※支給額が500円以下の場合は支給されません。

◆申請手続きについて

令和４年８月１日から令和５年７月31日までの期間について支給の対象となる方には、北海道後期高齢者医療広域連合より令和６年３月から４月までに申請のご案内があります。なお、手続きには窓口への申請が必要です。

問合先　**北海道後期高齢者医療広域連合 Tel.011-290-5601**
保険医療課（市役所１階）６番窓口 Tel.28-8018

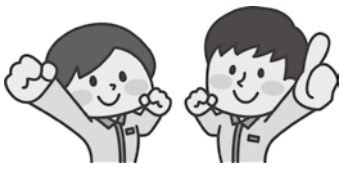

みんなチェック！最低賃金

北海道最低賃金

北海道内の事業場で働くすべての労働者（会社員、パート、アルバイトの方、学生さんなど働くすべての方）およびその使用者に適用される北海道最低賃金は令和５年10月に改定されています。

最低賃金額　時間額　960円

○最低賃金には、**精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金および時間外等割増賃金は算入されません。**
○最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、最低賃金法違反として処罰されることがあります。
○特定の産業（「処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業」、「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路・電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「船舶製造・修理業、船体ブロック製造業」）で働く方には北海道の特定（産業別）最低賃金が適用されます。

問合先　**厚生労働省　北海道労働局　滝川労働基準監督署　Tel.24-7361**

令和６年４月１日より『北洋銀行』と『北海道銀行』での窓口納付の取り扱いが変わります

令和６年４月１日から「北洋銀行」と「北海道銀行」の窓口で納税・納入通知書による税、使用料および手数料等を納付される場合は、別途『**取り次ぎ手数料（１件につき 880 円消費税込み）**』が発生します。

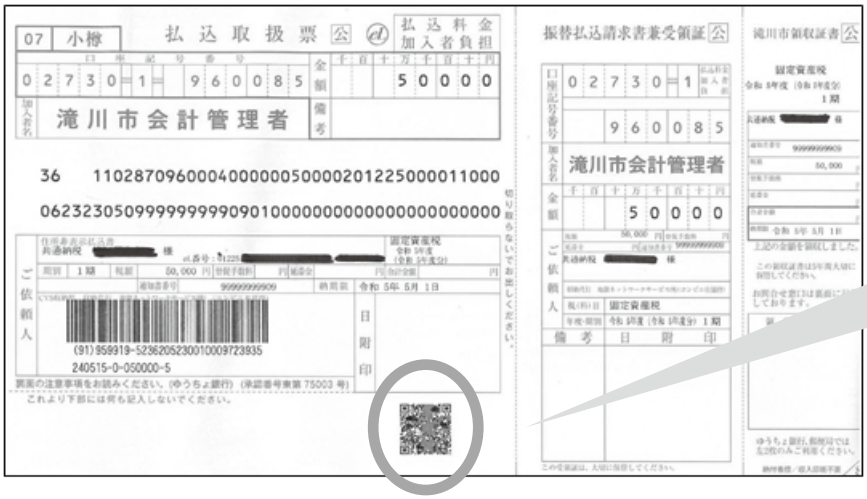

ここに「地方税統一 QR コード【eL-QR】（二次元コード）」が印字されている納付書でのお支払いについては、これまでと同様に手数料の負担なくご利用いただけます。

【滝川市で eL-QR（二次元コード）が印字されている納付書】
- ●令和５年度以降の固定資産税・都市計画税
- ●令和５年度以降の軽自動車税（種別割）
- ●地方税統一 QR コードが印字された納付書

※北洋銀行・北海道銀行の口座から引き落とし（口座振替）についても、これまでと同様に手数料の負担なくご利用いただけます。

⚠ ご注意

お手持ちの納税・納入通知書裏面等に「納付場所」として記載されている場合でも、令和６年４月１日以降に「**北洋銀行**」「**北海道銀行**」の窓口で納付される場合は、別途、取り次ぎ手数料が必要です。

手数料の負担なしでご利用できる金融機関等

- 滝川市役所および江部乙支所
- 北門信用金庫
- 北空知信用金庫
- 空知商工信用組合
- たきかわ農業協同組合
- 北海道労働金庫

上記の本支店

- 北海道内の郵便局またはゆうちょ銀行

コンビニエンスストアおよびスマートフォンアプリでも納付できます。詳しくは、納税・納入通知書裏面等をご覧ください。ただし、表面にコンビニ納付バーコードのあるものに限ります。

納付には、手数料不要の『口座振替』をお勧めします。

問合先　税務課　Tel.28-8021

たきかわ版

市長雑感

「復旧、復興を願い…」

滝川市長　前田　康吉

滝川市防災サポーターと避難所開設の訓練。
～11月２日～

今年のお正月気分は、元日の午後に入ったニュースで吹き飛んでしまいました。令和６年能登半島地震は多くの死者、安否不明者、そして避難者を出しました。亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された皆様に心からのお見舞いを申し上げます。お正月をご家族と迎えるために帰省し、団らんの最中、このたびの地震によって命を奪われた方もいらしたことと思います。神も仏もいないのかと目を疑ってしまいました。同じ雪国に住む者として、厳しい寒さの中で避難を強いられている方々のことを思うと胸が締め付けられます。

滝川市としても被災地への支援を検討する中、現地ではまだまだ混乱が続いているものと思われますので、まずは義援金をお送りしたいと募金を始めました。ぜひとも皆様のご協力をお願いいたします。

そしてこの地震を対岸の火事とすることなく、滝川市の防災体制を今一度確認しようと考えております。避難所や備蓄の品は十分なのか、再度見直しを進めます。市民の皆様にご協力いただき北海道地域防災マスター取得を目指す研修会も行っておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

また、１月２日の羽田空港での痛ましい事故にも驚きました。このことで、日頃から避難訓練をいかにしっかりと行うことが大切かを皆様にも教訓としていただいたと思っております。

市民の皆様とともに、被災された方々の一日も早い生活再建と被災地域の早期の復旧・復興を願いたいと思います。

２月の各種無料相談日

▶行政相談
19日㈪
くらし支援課
☎28-8012

▶物忘れ・認知症相談（要予約）
15日㈭
地域包括支援センター
☎28-8029

２月の「みんなのタキカワ」

FMG'Sky（77.9MHz）
毎週金曜日　12時15分～12時30分
（再放送　同日18時～18時15分）

2日 わたしたち「地域おこし協力隊」です
9日 確定申告が始まります
16日 広報ひろい読み
23日 はじめまして！滝川市役所１年生

問企画課☎28―8017

CIRのつぶやき

今回のつぶやきは
モンゴル出身 国際交流員
ドゥゲルジャブ・ノミンチメドさん

こんにちは、サインバイノ、モンゴル出身の国際交流員のノミンです。

皆さんはモンゴルといえば何を思い浮かべるでしょうか？やはり、壮大なゴビ砂漠、果てしなく続く草原、空一面に広がる満天の星など、大自然を満喫できる国というイメージが強いですよね。

今回のCIRのつぶやきでは、私がお勧めするモンゴルの人気観光スポットをご紹介しています。皆さんぜひご覧ください。

CIR42 第42号
CIRFB 最新情報はFBで

リンク集

市公式 LINE
Hokkaido ebooks
↑WEBで「広報たきかわ」を↓アプリで
マチイロ
市公式 Facebook
行政に関するご意見・ご提言
広報たきかわへのご意見・ご感想

編集後記

◆認知症の方への対応の心得として、３つの「ない」というものがあるそうです（驚かせない・急がせない・自尊心を傷つけない）。日頃のコミュニケーションでも大切にしたい心得ですね。さ

◆お酒に弱い自分が年末にカクテルを作り飲んだところ、酒の分量を誤りかなり酔ってしまいました。その後、歯磨き中に意識が飛び倒れたため、妻は血の気が引いたそうです。ごめんなさい。う

◆乾燥でのどが痛くなる季節。乾燥対策として、マスクをして寝ていたのですが、寝ている間にマスクを吹っ飛ばしているので、結局のどはイガイガ。もう我慢できずに加湿器を買いました。よ

取材写真アルバム

－まちの出来事や季節の話題から３枚をピックアップ！－

▲滝川高等学校に中央保育所の園児を招き、本校理数科の１年生が環境に関する科学工作を教え、一緒に作る『環境学習リーダー』が開催されました（12 月 19 日）

▲『子供の心に響く道徳教育推進事業』では、レバンガ北海道の元選手で現社長の折茂さんが滝川第二小で講話。一緒にバスケットボールもプレー（12月19日）

▲『令和６年滝川市はたちのつどい』が開かれ、217人が色とりどりの振り袖やスーツ等を身にまとい、旧友との再会を喜びました（１月７日／ホテル三浦華園）

みんなの写真館

初めての滝川ランターン祭り
紙袋ランターンがとてもキレイで娘も嬉しそうでした！
（Yuaママ／2023.2.18／栄町）

こちらのコーナーでは市内で撮影された写真を募集しています！詳しくはこちら→

２月の救急医療機関

	外科休日当番医（8:30 ～翌 8:30）	歯科休日当番医（9:00 ～ 12:00）	電話番号	住　所
4 日(日)	市立病院	コスモデンタルクリニック	0125-23-3630	滝川市大町３丁目４番 16 号
11 日(日)	滝川脳神経外科	はぎわら歯科クリニック	0124-22-5858	芦別市北７条西２丁目８番地
18 日(日)	市立病院	山中歯科医院	0125-65-5554	奈井江町字奈井江 171 番地２
25 日(日)	滝川脳神経外科	深川第一病院歯科口腔外科	0164-23-3516	深川市あけぼの町１－１

※市立病院…℡ 22-4311/ 大町２丁目２番 34 号　　滝川脳神経外科…℡ 22-0250/ 西町１丁目２番５号
休日の内科・小児科の診療は市立病院で受け付けます（8:30 ～翌 8:30）。
２月 12 日（(月)・(祝)）、23 日（(金)・(祝)）の外科の診療は市立病院で受け付けます（8:30 ～翌 8:30）。

平日の時間外診療の協力医療機関については当番病院案内ダイヤル（℡ 22-2299）でお知らせします。

広報たきかわ　2024年２月号　No.1,758
発行：滝川市　編集：総務部秘書課　印刷：(株)須田製版
〒073-8686 北海道滝川市大町1-2-15　TEL：0125-23-1234　FAX：0125-23-5775
E-mail：info@city.takikawa.lg.jp　ホームページ：https://www.city.takikawa.hokkaido.jp/
道産 間伐材使用